(1)検討の経緯

以下の点に留意しつつ、前期の国際小委員会の検討結果を踏まえ、①~③の下記項目について議論を行った。

- ○デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、誰もが簡単に、著作物を複製し、送信・編集を行うことが可能となり、コンテンツがイ ンターネットを介して迅速かつ大規模な侵害にさらされている現状は深刻であり、各国や国際会合において、様々な取り組み の検討がなされている。
- ○『知的財産推進計画2011』においてもインターネット上の著作権侵害の抑止に各省が連携して取り組むことが盛り込まれ、G8 サミット首脳宣言においても、各国におけるインターネット上の知財保護の取り組みの重要性がうたわれている。

(2) 審議の経過

(1)インターネットによる国境を越えた海賊 行為に対する対応の在り方

●著作権侵害への対応

- 〇権利者単独では費用や体制面で限界
- ○団体として連携するための体制強化が必要

●関係団体による著作権侵害への取組

- ○インターネット上の違法コンテンツの監視・ 削除要請システムの活用
- 〇侵害発生国の関係機関等との連携強化
- 〇違法コンテンツの流通防止に向けた意識啓 発の促進



政府間協議の充実とともに、違法コン テンツの流通防止に向けた意識啓発 の促進に向けた対応について検討

②著作権保護に向けた国際的な対応の 在り方

●視聴覚実演の保護

→ 条約採択のための外交会議を平成24年6 月に行う旨、昨年開催された第49回WIPO加盟 国総会において合意

●放送機関の保護

→これまでの議論をひきつづき継続

●権利の制限と例外

- → 視覚障害者等に関する国際文書について、 引き続き検討を進めていく
- → 図書館・アーカイブに関する権利の制限と 例外についても検討を開始

③知財と開発問題、フォークロア問題へ の対応の在り方

●フォークロア 問題

→ WIPOの、遺伝資源・伝統的知識及び フォークロアに関する政府間委員会(IGC)に おいて、テキストベースでの議論が具体的に 進展した。





条約の早期実現が 望まれる

我が国として対応の在り方につき、引き続き検討